

徳島県告示第三百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術機関が開設している施術所の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和六年六月十四日

徳島県知事 後藤 田 正 純

施術者の氏名		施術所の名称		施術所の所在地	変更年月日
中村 恭佑	旧	鍼灸マッサージK E i R O W 鳴門中 央ステーション	新	徳島市蔵本町二丁目一〇―四	令和五年十二月十五日
		鍼灸マッサージ楽			